

令和2年5月19日

保護者 様

埼玉大学教育学部附属特別支援学校

校長 吉川はる奈

お子様が新型コロナウイルスに罹患（疑いを含む）した場合の対応について

新型コロナウイルス感染拡大防止措置として、厚生労働省示す基準や埼玉大学教育学部が示す手引きに沿って以下のように対応しますので、ご理解ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

1. 罹患が疑われる場合

発熱や体調の異変など感染の症状がみられる場合、学校に連絡の上、自宅療養し2～3日経過を観察してください。その間は外出を控えてください。

そして次のような症状に当てはまる場合には、「帰国者・接触者相談センター」へ連絡し、指定の医療機関で受診してください。

発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、はき気・嘔吐など

2. 罹患した場合

医師により新型コロナウイルスが疑われると診断された場合には、保健所や医師の指示に従ってください。また、その指示内容について学校に連絡してください。治癒が確認された後は、『**治癒証明書**』の提出をもって、登校を再開できるものとします。

3. 濃厚接触者となった場合

発熱等感染の症状がみられないものの、罹患患者との接触により、お子さんが濃厚接触者（※）となった場合も、基準に従い、学校に連絡の上で自宅待機することとします。そして、罹患患者との最後の接触から2週間（14日間）の経過観察を行います。

なお、経過観察中は、毎日の検温、十分な手洗いやうがいを励行し、外出を避け、マスクを着用するなど、保健所や医療機関の指示を受け、感染拡大防止措置をとってください。

※ **濃厚接触者**：罹患患者と同居する者、又は手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者等をいう。

4. 留意事項

- (1) 罹患・治癒の判断は必ず医療機関で行ってください。
- (2) 新型コロナウイルスについては不明な点も多くありますが、無症状の状態においても、他の人に感染させる可能性があると言われていています。症状がない場合も十分ご注意ください。
- (3) お子さんの感染が判明した場合又は濃厚接触者と特定された場合は、出席停止の措置をとります。なお、後者の場合において、出席停止の措置をとる場合の期間の基準は、罹患者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とします。
- (4) お子さんに罹患が疑われる症状がみられるときに自宅療養する場合の出欠席の扱いについては、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱います。

埼玉大学教育学部「新型コロナウイルス感染に対する附属学校園の対応の手引き」より